

別記様式第4号（第13条第1項及び第27条第1項関係）（平30農水令67（令元農水令10）・追加、令2農水令83・一部改正）

認定事項の軽微な変更に係る届出書

地方農政局長（都道府県知事） 殿

年 月 日提出
名 称
法人番号：
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第6条第2項（第14条において読み替えて準用する同法第6条第2項）の規定により、中央卸売市場（地方卸売市場）の認定事項の軽微な変更について、次のとおり届出します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更内容の施行年月日

【添付書類】

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

（記載上の注意）

1. 地方卸売市場に係る届出にあっては、（ ）の文言とすること。
2. 提出先は、当該卸売市場の所在地を管轄する地方農政局長とし、当該卸売市場が北海道に所在する場合にあっては農林水産大臣、沖縄県に所在する場合にあっては沖縄総合事務局長とすること。
3. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第1号〕を添付すること。
4. 認定申請書〔別記様式第1号〕の2の(2)及び(3)、3の(2)並びに4から7までの事項の変更のうち、第12条（第26条）に定める軽微な変更に該当するものについては、第13条第2項（第27条第2項）に基づき、変更の都度届け出る必要はなく、卸売市場法第12条第1項（第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項）の規定による毎年度の卸売市場の運営状況の報告においてその変更の内容を記載すれば足りる。
5. 第2条第3項（第17条第3項）に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
6. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。